

令和5年5月2日

保護者の皆様

多摩市立東愛宕中学校
校長 竹田 和彦

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、保護者の皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より、本校の教育活動のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、すでに報道等でご承知のように、新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の5類感染症に移行することとなります。

本校におきましても、国や東京都、多摩市の新たな対応方針を踏まえ、下記のとおり感染症対策を改めた上で、教育活動を継続してまいります。保護者の皆様には、生徒の健やかな学びの保障に向けて、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況によっては急遽、対応が変わる場合がありますことを、あらかじめご了承ください。

記

1 今後の対応の基本方針

生徒の健康と安全を第一に考え、感染が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を基本とします。また、感染流行時には、平時の感染症対策に加えて、一時的に活動場面に応じた対策を講じていきます。

2 基本的な感染症予防策の継続

○ ご家庭と連携しながら、生徒の健康状態の把握に努めます

- ・これまで記録・提出いただいていた「健康チェックカード」は、5月8日（月）以降は廃止とします。なお、昨日配布いたしました「5月 健康チェックカード」には、5月7日（日）までの健康状態を記録のうえ、8日（月）に担任までご提出ください。
- ・なお、登校時の教室での健康確認は引き続き行います。登校前にお子様の健康状態の把握をしていただき、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をさせず休養させてください。

○ 教室の換気を適切に実施します

○ 手洗い等の手指衛生や、咳エチケットの指導に引き続き取り組みます

- ・登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後など、こまめな手洗いをお願いします。
- ・咳・くしゃみをする際は、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などで口や鼻を押さえてください。
- ・学校における教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります。
- ・食事の前後も手洗いをし、会食にあたっては飛沫を飛ばさないよう注意してください。

なお、地域や学校において、感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じることが考えられます。

3 出席停止措置の取扱いについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒の出席停止の期間は、「発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。なお、登校に際して、学校に陰性証明等を提出する必要はありません（後日、学校ホームページよりインフルエンザ罹患時と同様の様式をダウンロードできるようにしてまいります）。
- (2) 5月8日以降は、濃厚接触者の特定が行われなくなるため、感染が確認されていない生徒については、出席停止ではなく欠席扱いとなります。

4 保護者の皆様へのお願い

健康で安全に学校生活を過ごしていくために、ご家庭でも「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」にご留意いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

【問合せ先】

多摩市立東愛宕中学校

副校長 加々宮 興司

電話 042-374-9781